

○枚方市専門委員設置規則

(設置)

第1条 本市に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第174条に規定する専門委員を置く。

(名称等)

第2条 専門委員の名称、定数、調査項目及び庶務を担当する課等は、別表に掲げるとおりとする。

(任期)

第3条 専門委員の任期は、2年以内とする。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門委員の再任は、妨げない。

(協議会)

第4条 専門委員が調査した事項について検討するため、別表に掲げる専門委員の種類ごとに協議会を設けることがある。

(平8規則38・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、専門委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(招集)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

(議長)

第7条 会長は、協議会の会議の議長となる。

(独立性)

第8条 協議会は、その議決をもつて専門委員の意見を拘束することができない。

(部会)

第9条 協議会は、特定の項目について調査させるため、特定の専門委員による部会を設けることができる。

2 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

(幹事)

第10条 協議会の事務を処理するため、幹事を置くことができる。

2 前項の幹事を置くときは、市長がその職を指定する。

(資料要求等)

第11条 専門委員又は協議会は、関係者に対して調査に係る資料を要求し、又は説明を求めることができる。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表 (第2条、第4条関係)

| 名称                  | 定数    | 調査項目                                                                                                                                                                       | 庶務を担当する課等          |
|---------------------|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 男女共同参画推進<br>専門委員    | 2人以内  | 男女共同参画の推進に関する<br>こと。                                                                                                                                                       | 市長公室人権政策室          |
| 不動産取得等評価<br>委員      | 2人以内  | 不動産の取得等に係る評価<br>に関すること。                                                                                                                                                    | 総務部総務管理室財産管理<br>課  |
| 入札監視委員              | 3人以内  | 入札及び契約の過程並びに<br>契約の内容に関すること。                                                                                                                                               | 総務部契約課             |
| 枚方市美術推進委<br>員       | 4人以内  | (1) 本市が所有する美術<br>品の保存その他の管理に<br>関すること。<br>(2) 本市に寄贈の申出の<br>あつた美術品の評価に関<br>すること。<br>(3) 枚方市総合文化芸術<br>センターの事業(美術ギャ<br>ラリーに係るものに限<br>る。)及び枚方市立御殿山<br>生涯学習美術センターの<br>事業に関すること。 | 観光にぎわい部文化生涯学<br>習課 |
| 特別史跡百済寺跡<br>再整備検討委員 | 10人以内 | 特別史跡百済寺跡の再整備<br>に関すること。                                                                                                                                                    | 観光にぎわい部文化財課        |

|                |       |                       |                         |
|----------------|-------|-----------------------|-------------------------|
| 廃棄物減量等対策<br>委員 | 1 人   | 廃棄物の減量及び処理に関<br>すること。 | 環境部循環型社会推進室循<br>環型社会推進課 |
| 市立図書館運営委<br>員  | 5 人以内 | 市立図書館に関すること。          | 教育委員会中央図書館              |

備考 市立図書館運営委員は、地方自治法第180条の7の規定により教育委員会の委託を受けてその職務を行うものとし、その専門委員の庶務は、この表に掲げる課等が同法第180条の2の規定により補助執行するものとする。